

1 調査名称：堺市総合都市交通体系調査（駐車場整備計画）

2 調査主体：堺市

3 調査圏域：堺市

4 調査期間：平成23年度～平成24年度

5 調査費：5,040千円（当年度までの合計：5,040千円）
（総合都市交通体系調査）

6 調査概要：

堺市では道路交通の円滑化を図ることを目的として堺市駐車場整備計画（平成7年8月策定）や堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成5年10月施行 以下、「附置義務条例」という。）を策定・制定している。

一方、近年では駐車場法の改正により自動二輪が追加されたり、道路交通法の改正によって堺市でも駐車監視員制度が導入されたりして駐車対策を取巻く状況が変化している。また、堺市では、平成20年度に交通の将来像を示した「堺市の交通ビジョン」を策定し、人と環境にやさしい交通体系を構築し、便利で快適な魅力ある交通をめざしている。

本調査は、これら社会情勢の変化や地域の特性に応じた駐車場政策の実施が可能となるように、堺市駐車場整備計画や附置義務条例の見直しを検討するものである。

I 調査概要

1 調査名：堺市総合都市交通体系調査（うち駐車場整備計画等見直し検討）

2 報告書目次

1. 調査概要

- 1－1. 調査目的
- 1－2. 調査検討項目
- 1－3. 調査検討フロー

2. 既往データ・資料の収集・整理

- 2－1. 堺市の概況
- 2－2. 駐車場関連施策の整理

3. 現況駐車実態の把握（現地調査の企画と実施）

- 3－1. 調査概要（現地調査の企画）
- 3－2. 駐車施設整備状況（駐車施設調査）
- 3－3. 駐車場の利用実態（駐車場利用実態調査）
- 3－4. 路上駐車の実態（路上駐車実態調査）
- 3－5. 駐車場利用者の意向（利用者アンケート調査）
- 3－6. 駐車場事業者の意向（事業者ヒアリング調査）
- 3－7. 荷さばきの実態（荷さばき状況調査）

4. 駐車場の利用状況分析

- 4－1. 現況の駐車特性の検討
- 4－2. 現況需給バランスの検討

5. 既存駐車場の効率的な活用方法や駐車需要への対応策などの検討

6. 現行の駐車場整備計画の評価

7. 有識者等への意見聴取

8. 今後の検討課題の整理

3 調査体制

該当なし

4 委員会名簿等

該当なし

II 調査成果

1 調査目的

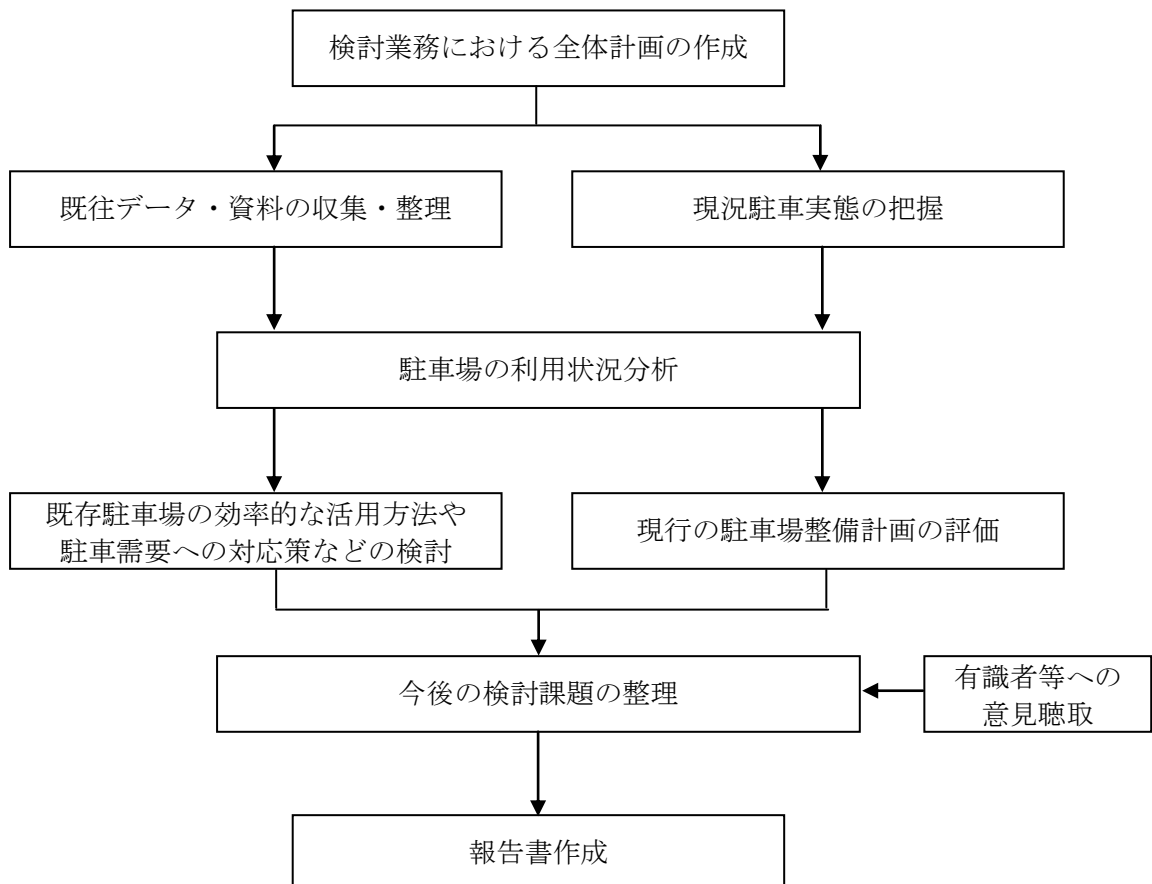
堺市では、自動車交通量の増加等に伴う駐車問題等の交通環境の悪化に対応するため、平成5年8月に駐車場整備地区の指定を行い、平成7年8月に堺市駐車場整備計画を策定・公表し、駐車場の整備を進めてきた。

しかし、近年では計画の根幹である駐車場法や道路交通法の改正など、駐車場を取り巻く状況が変化してきており、整備目標量の達成状況の確認も含め、計画の見直しを検討する時期に来ている。

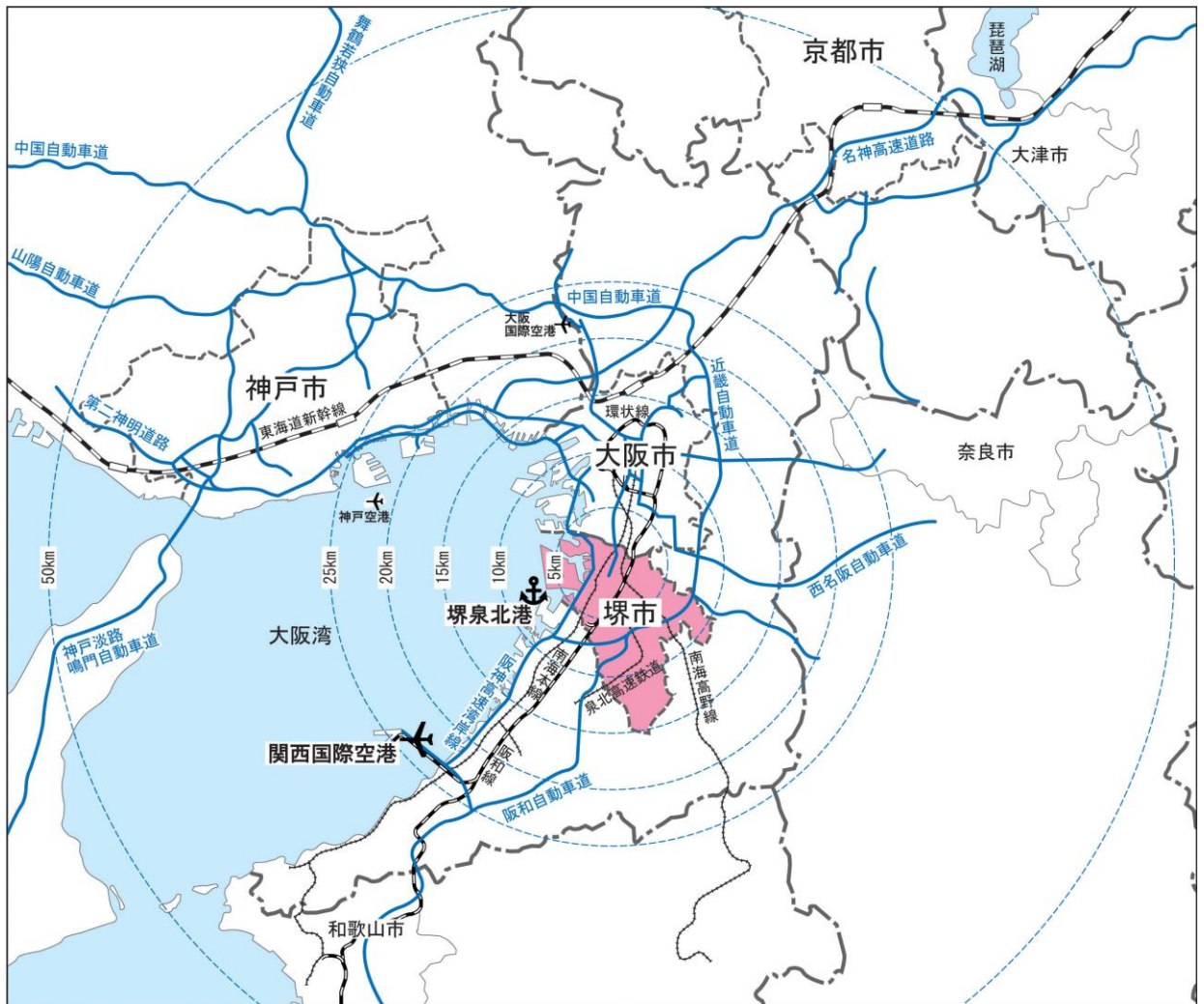
また、本市マスタープランの基本政策として、『持続可能な環境共生都市の実現』や『まちの魅力向上と、賑わいと交流のまちづくりの推進』などが挙げられており、これらの政策に対応した駐車場施策の推進が求められている。

本業務は、次年度以降の駐車場整備計画の見直し検討を行うにあたり、本年度において現況調査（実態調査）や既往資料などを整理し、基礎資料の検討・作成を行うことを目的とする。

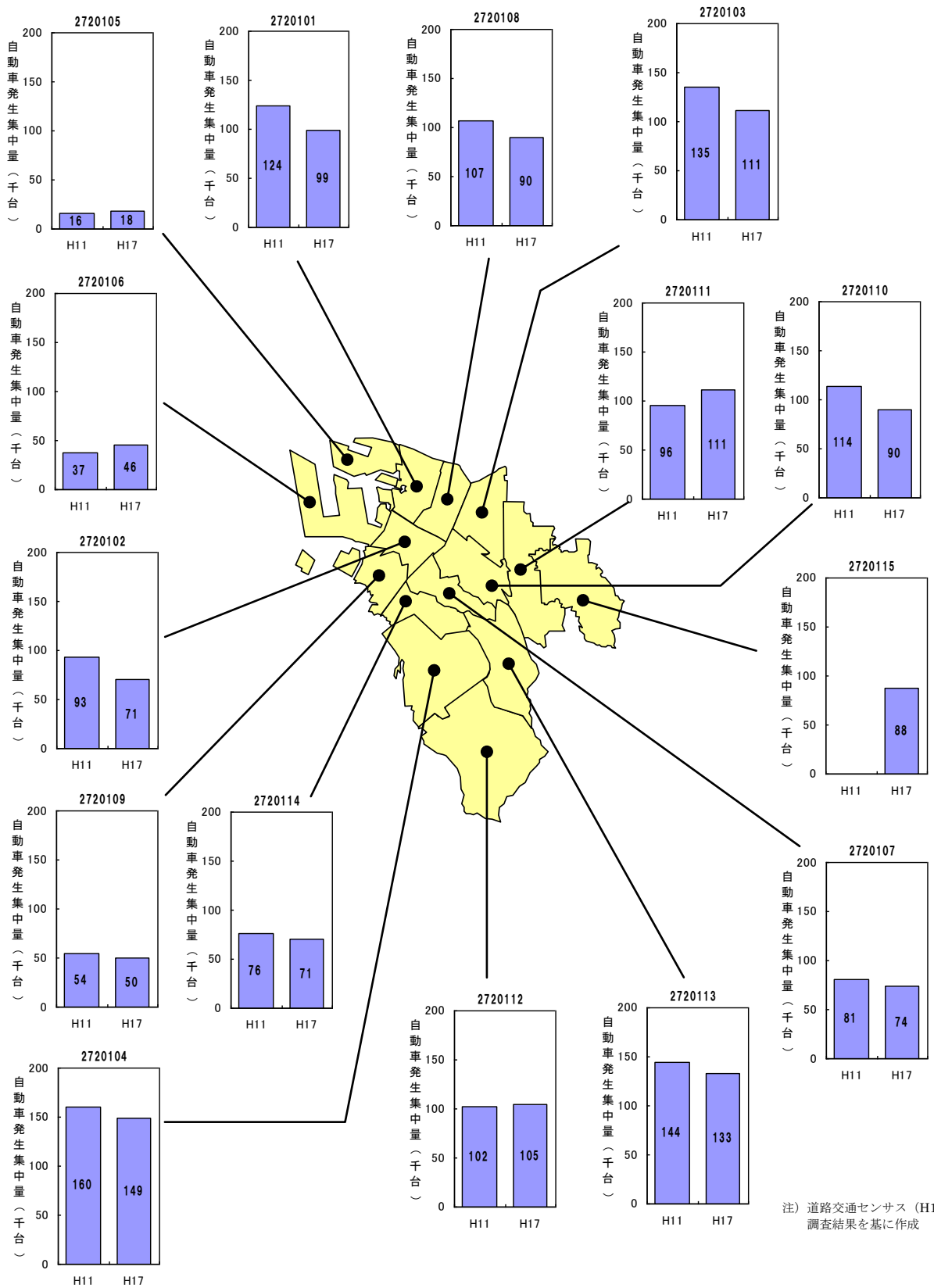
2 調査フロー



3 調査圏域図



4 調査成果

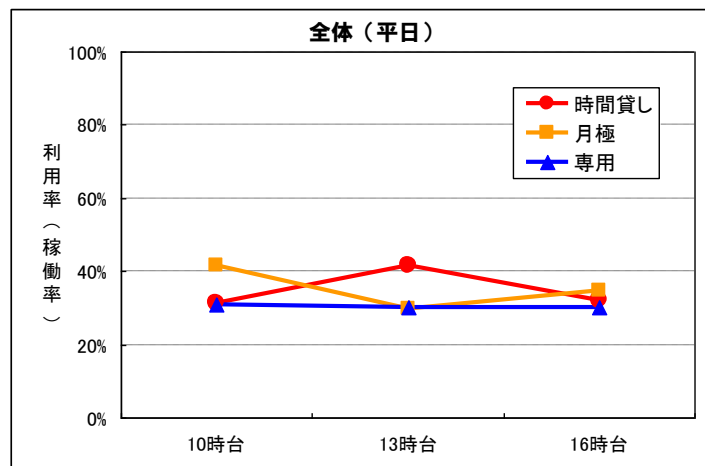


注) 道路交通センサス (H11・H17) 起終点調査結果を基に作成

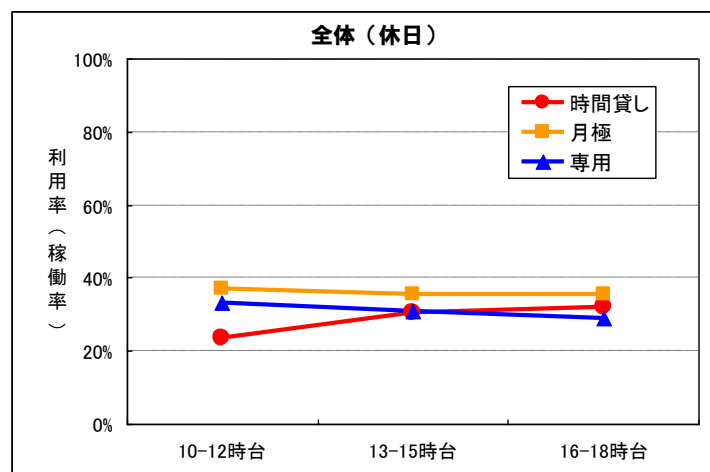
ゾーン別自動車発生集中量の変化

		四輪駐車場		運用内訳					
				時間貸し		月極		専用	
		容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数	容量	箇所数
堺東駅周辺地区	西中ゾーン	1,381	111	219	13	591	53	571	47
	西南ゾーン	622	48	14	1	236	21	372	26
	西北ゾーン	388	36	4	1	308	27	76	8
	東下ゾーン	684	34	295	7	147	14	242	14
	東上ゾーン	5,176	179	2,706	74	698	44	1,772	65
	その他	1,156	63	235	5	656	41	265	18
		9,407	471	3,473	101	2,636	200	3,298	178
山之口周辺地区	中ゾーン	1,986	152	179	16	771	65	1,036	70
	南ゾーン	1,538	127	70	6	598	60	870	60
	北ゾーン	718	43	112	9	232	17	374	19
	その他	1,013	85	61	5	410	39	542	38
		5,255	407	422	36	2,011	181	2,822	187
堺駅周辺地区	中ゾーン	2,776	39	1,668	14	562	17	546	10
	南ゾーン	1,213	73	196	12	354	33	663	29
	北ゾーン	889	26	0	0	106	6	783	20
	その他	823	42	83	2	222	19	518	21
		5,701	180	1,947	28	1,244	75	2,510	80
合計		20,363	1,058	5,842	165	5,891	456	8,630	445
	駐車場整備地区	17,371	868	5,463	153	4,603	357	7,305	368

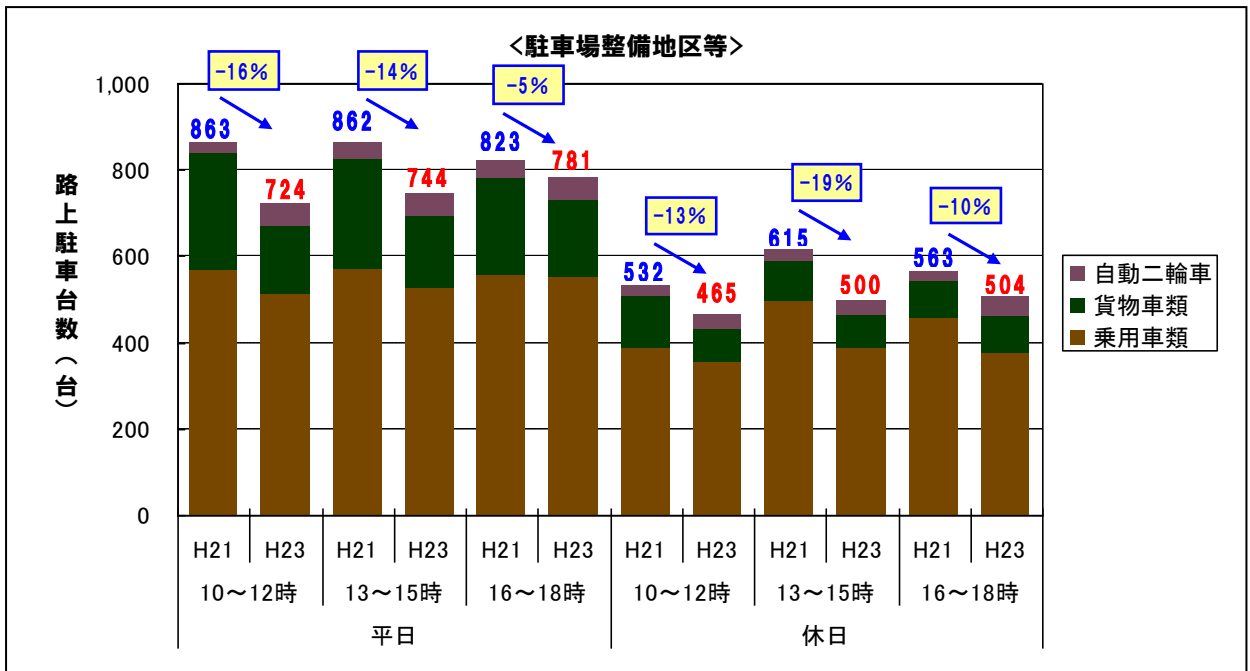
駐車場整備状況



運用形態別時間帯別稼働状況（平日）



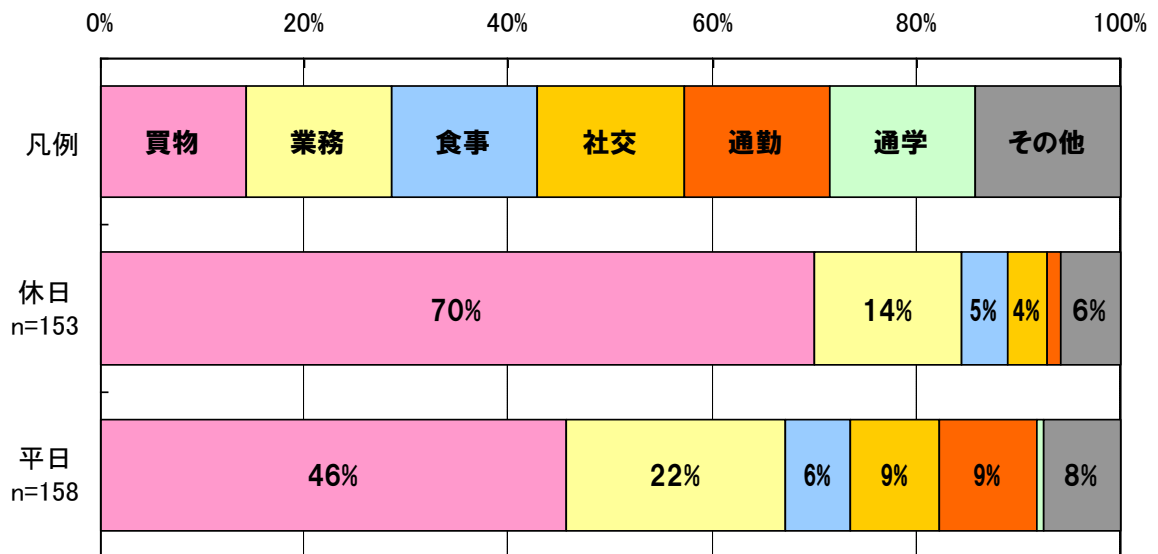
運用形態別時間帯別稼働状況（休日）



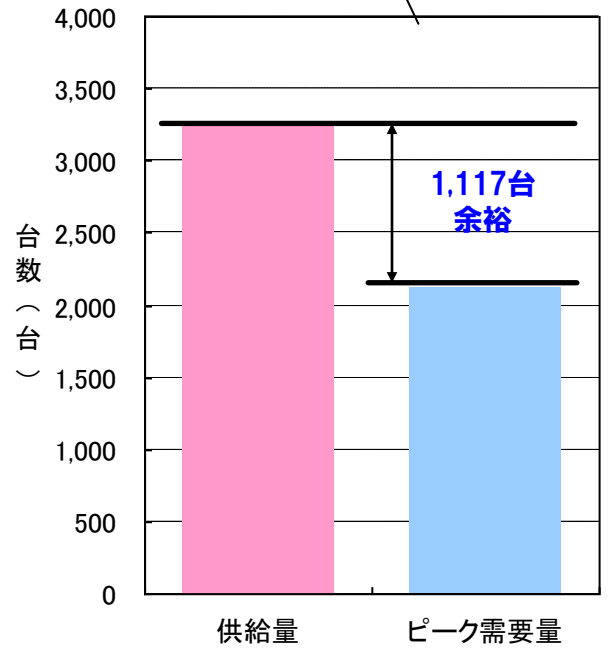
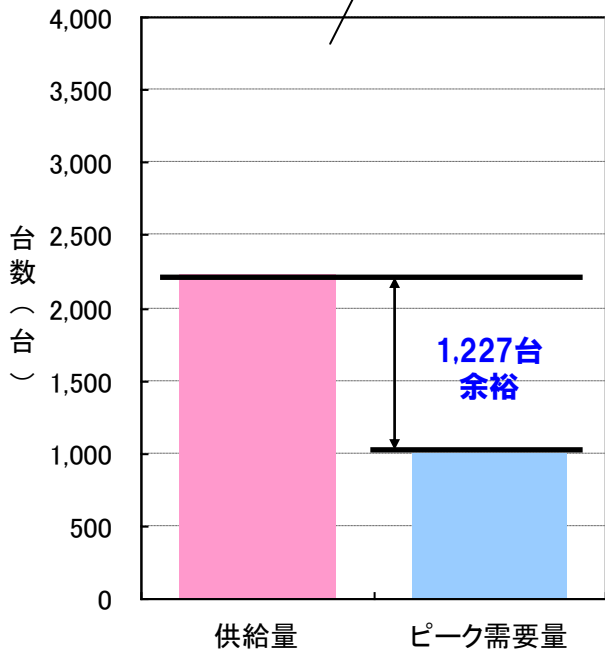
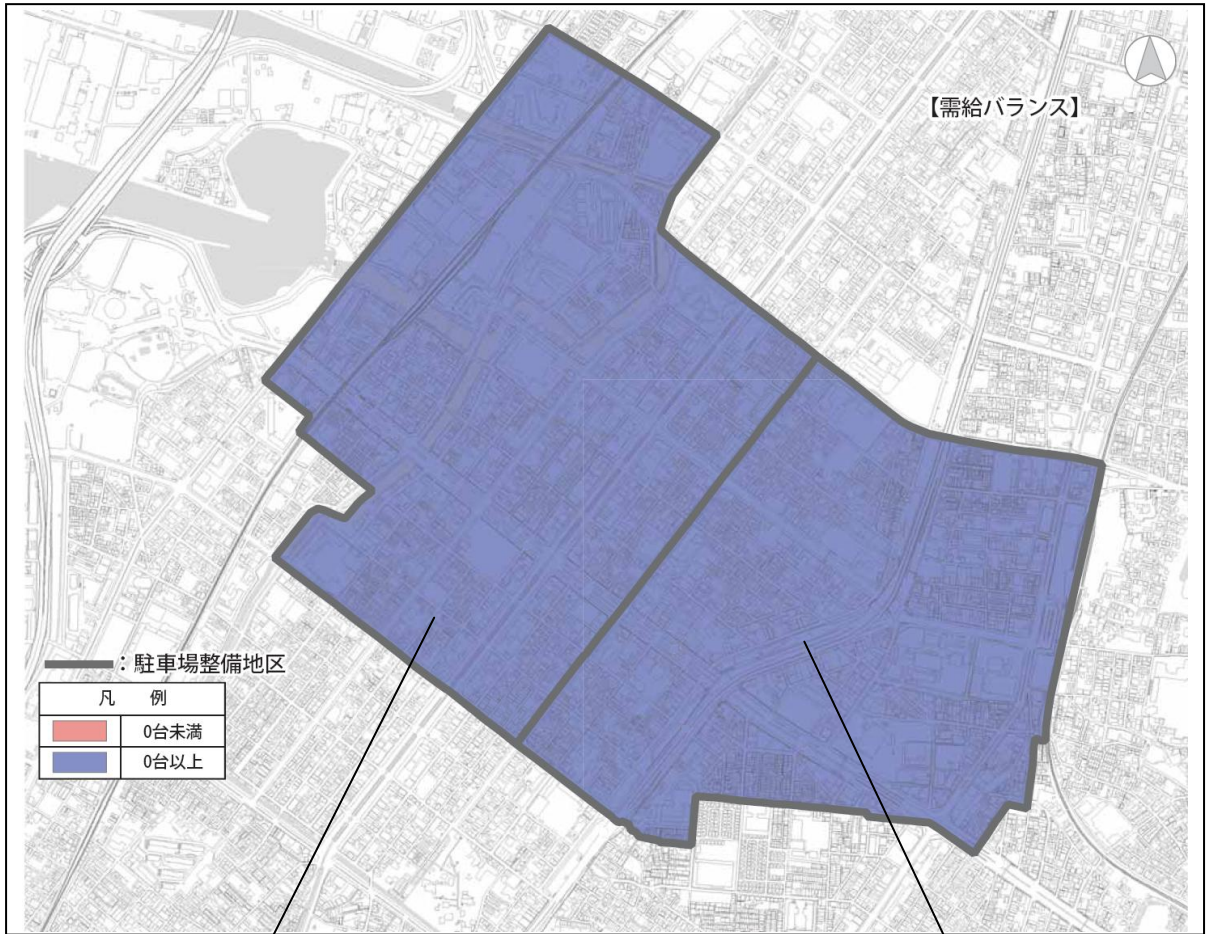
車種別路上駐車台数

利用者アンケート結果

- ・移動目的は、平日・休日ともに「買物」が主たる理由であるが、休日の方がその傾向が顕著である。



移動目的



現況の需給バランス (平日)

今後の検討課題の整理

(1) 駐車需要の実情に即した整備目標量、附置義務基準の検討

- ・ 駐車場を取り巻く環境の変化などにより、駐車場整備計画策定当時の想定に比べ、駐車需要と供給に乖離が見られることから、整備目標量の見直しが必要である。
- ・ また、整備目標を達成させていく上で、必要な施策の一つである附置義務基準に関しても、地域の実情に即した基準か否か等の検証・検討が必要である。

(2) 既存駐車場の利用促進策の検討

- ・ 既存駐車場の利用促進として導入している駐車場案内システムは、参画駐車場の現状や利用者の意向から見ても、その役割は一定終えていると考えられる。
- ・ 今後の既存駐車場の有効活用に関しては、駐車場案内システムのあり方を含めた検討が必要である。

(3) 路上荷さばき駐車施策に関する検討

- ・ 平成6年の駐車場法の改正により、荷さばきのための駐車施設の附置を附置義務条例に位置づけることが可能となった。
しかし、本市では経年的に貨物車の路上駐車台数が減少している等の地域特性を考慮して、附置義務の必要性については慎重に検討していくことが望ましい。

(4) 自動二輪車施策に関する検討

- ・ 平成18年の駐車場法の改正により、自動二輪車が自動車として位置づけられたことを受け、現行の駐車場附置義務条例に自動二輪車の附置義務基準を設けることが可能となった。
ただし、自動二輪車の需要は実態調査結果から見ても著しく低いことから、附置義務の必要性については慎重に検討していくことが望ましい。
- ・ 現実的な手法としては、民間駐車場への受け入れ要請などが考えられる。

(5) 公共交通施策との連携に関する検討

- ・ 近年の人口減少や少子高齢化の進展、環境問題の深刻化などを受け、堺市では過度な自動車利用の抑制や公共交通の利用促進等、人と環境にやさしい交通体系の構築に向けた取り組みを進めている。
特に、駐車場整備地区を含む都心においては、公共交通の取り組みと連携した自動車利用の適正化や都心への自動車流入の抑制等が求められている。
- ・ 今後の駐車場施策の検討にあたっては、将来の需給バランスの検討等と併せ、公共交通施策と連携した方針の検討が必要である。